

## 「明和町補助金 明和町移住起業支援事業の公募開始について」

明和町では、明和町外から明和町内に移住し、明和町の課題解決、観光振興に資する事業で起業する際に係る経費について、一部を補助することで移住定住者、起業者の増加を図るとともに地域の活性化を目的に明和移住起業支援事業が実施されます。

既に開業している事業者は対象外とのことですが、お知り合いの方が開業を検討している場合など明和町独自の施策となりますので周知にご協力お願いいたします。

### ●補助対象者

- ・ R2. 4. 1 以降に明和町外から明和町に転入、もしくは令和 4 年 12 月 31 日までに明和町へ転入するもの
- ・ 申請時点で 55 歳未満であるもの
- ・ 支援事業の完了から 4 年以上町に移住する見込であるもの
- ・ 申請事業に沿った企業（法人・個人事業など）を明和町内で令和 5 年 2 月 28 日までに行う意思のあるもの
- ・ 令和 5 年 4 月 1 日までに申請事業を開始し、3 年以上事業計画に基づき事業を継続するもの
- ・ 公序良俗に反する内容でないこと

### ●補助対象事業

期間内において、明和町外から明和町内に移住し、明和町の課題解決、観光振興に資する事業

### ●補助金額・補助率

補助金額上限 200 万円・補助率 1/2 以内

### ●補助対象経費

申請事業を行うにあたり必要な拠点整備に係る経費

※不動産取得費や賃貸等に要する費用、水道光熱費、住居に要する費用、単に移動を目的とした車両の購入費用並びに消費税及び地方消費税として支出する費用などは対象外とする。

設備費	起業するにあたり店舗部分の整備にかかる工事等。外装・内装工事に加え、浄化槽設置等に要する費用
機械器具導入費	起業するにあたり、必要となる業務用冷蔵庫や厨房機器の購入にかかる経費。また移動販売車等の導入に要する費用
付帯設備整備費	起業するにあたり必要となる、看板設置工事や駐車スペースなど外構設置工事に要する費用
その他	起業するにあたり必要となる許可などの取得。届出等に要する費用

●申請スケジュール

公募開始 4月19日

**募集締切 6月10日17時まで**

交付決定 7月上旬

事業終了 2月下旬まで

●お問合せ先

明和町役場 斎宮跡・文化観光課観光係

TEL：0596-52-7138

Mail：[n-murooka16@town.mie-meiwa.lg.jp](mailto:n-murooka16@town.mie-meiwa.lg.jp)

●参考資料

- ・明和町役場ホームページ

<https://www.town.meiwa.mie.jp/main/soshiki/saikuuato/kankok/1650156278405.html>